

環境関連施策等の現状と課題、これからの基本方向等について

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

現状と課題	これからの基本方向	主な取り組み	所管課・室
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全の更なる取組 (H26現在:希少野生動植物の条例指定20種) ・自然保護や野生動植物との共生を図る必要 ・自然公園利用者等の自然保護意識の醸成 ・「おんせん県おおいた」を支える温泉資源の保護 (H26現在:モニタリングを行う源泉数15カ所) ・地熱利用の増加 ・ジオパークや世界農業遺産の認定、エコパークの取組など、本県の豊かな自然や地域資源を見つめ直す気運の高まりと活用の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・自然とのふれあい ・温泉資源の持続可能な活用 ・ジオパークや世界農業遺産などの多様な地域資源の保全と持続可能な取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①自然や生物多様性の保護・保全と適正利用の推進【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ・県民が生物多様性の価値と行動を認識するなど、愛知目標を踏まえた生物多様性・保全の推進 ・希少野生動植物の保護 ・野生動植物の保護管理体制の充実強化 ・県民参加型の身近な生きものさがしなど自然と親しむ取組の推進【拡充】 ・自然保護NPOなどのネットワークの構築支援 ②温泉資源の保護と適正利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・温泉法に基づく規制・指導の徹底 ・温泉の多目的利用の推進 ・定期的な泉源調査の拡充 ③姫島・豊後大野両ジオパークなどの地域資源を活用した地域振興の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源のブラッシュアップによるジオパーク活動の推進 ・教育・学習活動の推進等による地域資源の保全と活用 ・多様な地域資源を活用したジオツアーの推進【拡充】 	<p style="text-align: center;">生活環境企画課</p>

2 循環を基調とする地域社会の構築

現状と課題	これからの基本方向	主な取り組み	所管課・室
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理 (H26現在:スカイパトロール実施回数 4回) (H26現在:おおいた優良産廃処理業者評価制度による認定12業者) (H26現在:法の優良認定制度による認定 7業者) 	<ul style="list-style-type: none"> 監視活動等による不法投棄等の未然防止対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 巡回監視やスカイパトロールの実施 産業廃棄物の不法投棄・不適切処理防止対策の強化 産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との協議や説明会の開催などによる相互理解の促進 「おおいた優良産廃処理業者評価制度」及び「法の優良認定制度」の普及、推進 	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> 「3Rの推進」をより進めていく必要性 (H25実績:レジ袋削減枚数 8,612万枚) (H25実績:リサイクル認定製品地方公共団体利用件数 2,053件) 	<ul style="list-style-type: none"> 「3Rの推進」と「適正処理の推進」のさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減、マイボトル、まちの修理屋さん、おいしい大分食べきりキャンペーン等の3Rの取組の推進 リサイクル認定製品の拡大及び利用促進 	地球環境対策課
<ul style="list-style-type: none"> 県内の大気・水環境は、概ね良好な状態で推移 PM2.5の自動測定器を県域10局に整備。大分市が設置している7局を含めて全17測定局で監視 近年、大陸からの大気汚染物質の移流等により、光化学オキシダント(※1)及びPM2.5(※2)が大気環境基準を未達成 (H25実績:光化学オキシダント環境基準達成時間率 95%) PM2.5等大気汚染物質の各発生源に応じた対策が必要 (H25実績:河川の水質環境基準達成率 83.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な大気・水環境の維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ②大気・水環境対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 大気・水環境の常時監視の推進 事業所に対する監視指導の強化 PM2.5の発生源寄与率の把握のための成分分析の実施と発生源対策【新規】 水質環境基準の類型指定の見直し ※1 光化学オキシダント 調査を実施した全ての測定局で環境基準(1時間値が0.060ppm以下)を超過した時間があったため、環境基準を達成しなかった ※2 PM2.5 調査を実施したすべての測定局で環境基準(1年平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下でありかつ1日平均値が35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること)を達成しなかった 	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 県内の生活排水処理率は71.2%(H25実績) 生活排水、家畜排せつ物等の流入対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理率の向上 事業場の排水対策 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理の普及啓発の推進 合併処理浄化槽への転換促進等生活排水処理施設の整備推進 家畜ふん尿処理向上施設整備に対する支援【新規】 	廃棄物対策課

3 地球環境問題への取り組みの推進

現状と課題	これからの基本方向	主な取り組み	所管課・室												
<p>・温室効果ガスの増加 ・地球温暖化による影響の増大 (H25実績:省エネ診断受診数 1,112件) (H25実績:エコおおい推進事業所数 979件) (H23実績:二酸化炭素排出量)</p> <table border="1" data-bbox="210 437 654 544"> <thead> <tr> <th>部門項目</th> <th>実績値(千t-CO2)</th> <th>達成率(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭</td> <td>1,893</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1,756</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>運輸</td> <td>2,712</td> <td>101%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:大分県地球温暖化対策地域推進計画における達成率</p>	部門項目	実績値(千t-CO2)	達成率(※1)	家庭	1,893	72%	業務	1,756	74%	運輸	2,712	101%	<p>・家庭部門、業務部門、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進</p>	<p>①温室効果ガスの排出削減対策</p> <p>○家庭部門 ・家庭部門におけるエネルギー使用量の「見える化」の促進や省エネ行動・省エネ製品の普及促進 ・Web上で簡単に取り組める家庭の省エネ診断の普及促進【新規】 ・九州の官民が一体となって、家庭や地域におけるCO2排出削減を促進することを目的とした、九州エコライフポイント(九州版炭素マイレージ制度)の推進</p> <p>○業務部門 ・省エネ診断の推進や省エネ設備の導入促進 ・事業所における環境マネジメントシステム(エコアクション21)認証取得の促進【新規】</p> <p>○運輸部門 ・運輸部門におけるノーマイカーウィークやエコドライブ、公共交通機関利用促進</p> <p>・地球温暖化対策地域協議会等と連携した低炭素社会づくりを具体化する地域の取組の促進 ・気候変動の影響を軽減するための取組の推進</p>	<p>地球環境対策課</p>
部門項目	実績値(千t-CO2)	達成率(※1)													
家庭	1,893	72%													
業務	1,756	74%													
運輸	2,712	101%													

5 環境緑化

現状と課題	これからの基本方向	主な取り組み	所管課・室
<p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の71%が森林 ・森林をはじめとするみどりは様々な重要な役割を果たしている ・都市部への人口集中(宅地化)によるみどりの減少 ・林業採算性の悪化等から山村地域での放置(荒廃)森林の増加 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民共通の財産として、健全な状態で次に引き継ぐ責務がある ・みどりとふれあいや森林環境教育・緑化教育が必要 ・県民のみどりに対する理解を深めるとともに、地域での自主的なみどりづくり活動を推進していく <p>※「みどり」とは個々の植物だけでなく緑地や森林なども含むものとする</p>	<p>平成25年3月に第5次緑化基本計画(H25～34)を策定</p> <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村・民間・NPO等の連携を図る ・市街地・都市近郊・里山・森林のそれぞれの区域に応じたみどりづくりの推進 ・県民のみどりに対する認識と緑化意識の高揚を図る <p>※昭和48年に「環境緑化条例」を制定</p>	<p>①みどりの保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路・河川等施設周辺の公共施設や住宅民間施設での緑地保全 イ 特別保護樹木(64本)・樹林(21箇所)の保全 ・森林の保全 <ul style="list-style-type: none"> ア 森林の公益的機能発揮のための整備(間伐、植栽等) イ 里山林等の保全・整備(竹林整備等) <p>②みどりの利用(ふれあい)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の森の利用促進 <p>③県民総参加のみどりづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民総参加の運動推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 緑の募金活動の推進 イ 環境緑化用苗木の配布による地域緑化の推進(H25実績:13,556本) ウ NPO団体(62団体)、企業(28社)、ボランティア(H25実績:12,832人)などによる森林づくりの推進 エ 森林ボランティアの育成(登録者数2,329人) ・緑化・森林環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 身近なみどりを活用した森林環境教育の推進 イ みどりの少年団の育成(44団体、5,845人) ウ 森林環境教育指導者の育成・活用(森の先生254人) ・推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア (公財)森林ネットおおいたと連携した緑化の推進 ウ 森林づくりボランティア支援センターの充実 	<p>森との共生推進室</p>

6 効率的で持続性のある生産基盤・環境づくり

現状と課題	これからの基本方向	主な取り組み	所管課・室
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少している (H25実績:鳥獣保護区・特別保護地区の指定状況) 鳥獣保護区:66箇所34,872ha (県土の約6%) (内特別保護地区:8箇所548ha) 休猟区:1箇所1,290ha ・耕作放棄地の増加、里山の荒廃等によりイノシシ・ニホンジカの生息域が拡大 ・ニホンジカの食害による自然生態系への影響も懸念 ・アライグマなど外来生物による農作物被害が発生 ・野生鳥獣による農林水産業への被害額は3億円を下回ったものの依然として高止まりしている (H25実績:被害額294百万円) (H25実績:捕獲数 イノシシ:25,172頭 シカ:32,391頭(過去最多)) (県内獣肉処理施設数:25施設) ・狩猟者の高齢化・減少が進行 ・鳥獣保護法が改正され、鳥獣の「保護」に加え「管理」が位置づけ (H26.5公布、H27.5施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の設定等を行う ・農林作物等への被害をもたらす鳥獣について捕獲等による管理を行う ・鳥獣被害対策についてはH23.8に大分県鳥獣被害対策本部及び現地対策本部を設置 ・改正鳥獣保護法に伴い、第11次鳥獣保護事業計画(H24.4～)を変更予定(H27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ①鳥獣保護事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区・特別保護地区等の設置 ・鳥獣保護員(67名)を配置し違法捕獲や狩猟違反の取締り ・鳥獣110番制度による傷病鳥獣の保護 公益財団法人大分県獣医師会等に傷病鳥獣の治療等を委託(救護所32箇所を設置) ②4つの対策を柱とした鳥獣被害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○集落環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが防護柵で守る、捕獲に取り組む「戦う集落づくり」を推進(重点地区を61地区設定) ・鳥獣被害対策アドバイザーの養成(789名) ○予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・シカ等の侵入を防止する金網柵等の設置の推進(柵設置延長 1,000km以上/年) ○捕獲対策 <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の確保や一斉捕獲の実施、新型捕獲装置の導入等による捕獲圧の強化 ○獣肉利活用対策 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲された獣肉の食肉としての活用を図るため、首都圏等大消費地での販路開拓等の実施 	<p style="text-align: center;">森との共生推進室</p>